

復 命 書

出張年月日	平成 21 年 10 月 16 日	出 張 地	東部農林事務所管内 (熱海市、伊東市)
用 件	東部農林事務所管内の林地開発許可箇所及び違反行為箇所の現地調査		

東部農林事務所管内における林地開発許可箇所及び違反行為箇所の現地状況の確認を行つたので復命する。

1 場 所

	場所	行為者	開発目的	森林法の状況
①	熱海市伊豆山		住宅用地の造成	林地開発許可
②	熱海市伊豆山		残土処理	無断伐採 1ha 未満
③	伊東市			
④	伊東市			

2 調査者 森林計画室 : [REDACTED]
東部農林事務所治山課 : [REDACTED]

3 現地状況

① [REDACTED]

開発に伴い、都計法の許可は受けていたものの、森林法の許可を受けていなかったため、平成 20 年度に林地開発許可を受けて施工していた。しかし、リーマンショックにより、資金繰りが悪化したため、造成工事は 3,4 月頃より止まっており、街路樹やブロック積のような細かい施工については、7 月まで細々と続いていたが、それ以降は途中のまま止まっている。

流域河川の水路断面は 1/50 以上が確保されているため、調整池の設置は不要となっている。

《現地状況》

- 切土勾配は少なくとも 1 割は必要なものに対し、目測で 6 分程度しかなく、法面は緑化もされず放置されており、表面侵食が進んでいる。
- 道路及び側溝は施工途中にあり、設置済みの側溝には土砂が堆積している。
- ブロック積擁壁は施工途中であったり、倒壊しているものが見られ放置されている。
- 開発地直下の道路への土砂の流出は確認できなかった。
- 指導により設置させた沈砂池（写真とは別にある）は、既に埋塞している。（東部情報）
- 廃棄物は以前と比較して増減はない模様。（東部情報）

《指導方針》

- 切土掘削勾配を精査させ、申請書記載どおりの施工を指導する。
- 堆砂によって側溝断面が不足している箇所があるため、側溝の浚渫を行わせる。
- 法面の浸食防止と土砂流出防止のため、緑化等の対応を実施させる。
- 下流への土砂流出防止のため、写真の沈砂池の機能を確認するとともに、新たな沈砂池を設置させる。
- 事業者から今後の計画を聞き取り、『中止』を含めた事務処理の指導を行う。

指導方針
指導強化中
指導実績
指導実績

従事者の教育会議
文書検討会
巡回会合

②

(伐採届提出、土採取条例) (①に隣接)

平成 19 年ころ、無断伐採を行った上、無許可にて残土処分を行っていたため、農林事務所、土木事務所、市の指導により、復旧→法令順守（伐採届、土採取条例）の手続きを行わせた後、事業を実施させていた。施工中に、事業者が請け負っている他工事で発生した廃棄物（Co 粒など）を搬入し放置していた。（保健所が指導中）

《現地状況》

- ・数日前の降雨により、土砂が水分を含んでいるため、施工は中断していた。
- ・施工途中ではあるものの、盛土勾配は適正ではなかった。（1 : 1.8 以上はない）
- ・重機はバックホウしか見られず、転圧用機械は使用していない様子。

《現地にいた施工業者からの聞き取り》

- ・横浜から土砂を搬入しており、今後も搬入を続ける。
- ・土砂搬入にあわせて、段切り・締め固めをしながら整形し、谷下流側から徐々に完了させる。
- ・10/8 の台風の際、下流河川、漁港を確認したが多少の濁水は発生したものの、以前ほどではなく、土砂の流出もなかった。

《熱海土木からの聞き取り》

- ・台風の際、土砂流出による漁協からの苦情あり、現地調査を実施したところ、従前と変わらない程度の濁水が伊豆山漁港へ流出していた。
- ・施工地直下にある砂防堰堤の上下流に堆積している土砂も増加している。

《指導方針》

- ・土採取条例を所管する熱海市を通じて、適正な盛土の実施と下流への土砂流出防止対策について指導を行うよう依頼する。

④

上記のとおり復命します。

森林計画室長 様

平成 21 年 10 月 21 日

真
鶴
町

吉
井
大
原
鶴
道
路

山梨県
富士吉田市

山梨
南
都
留
町

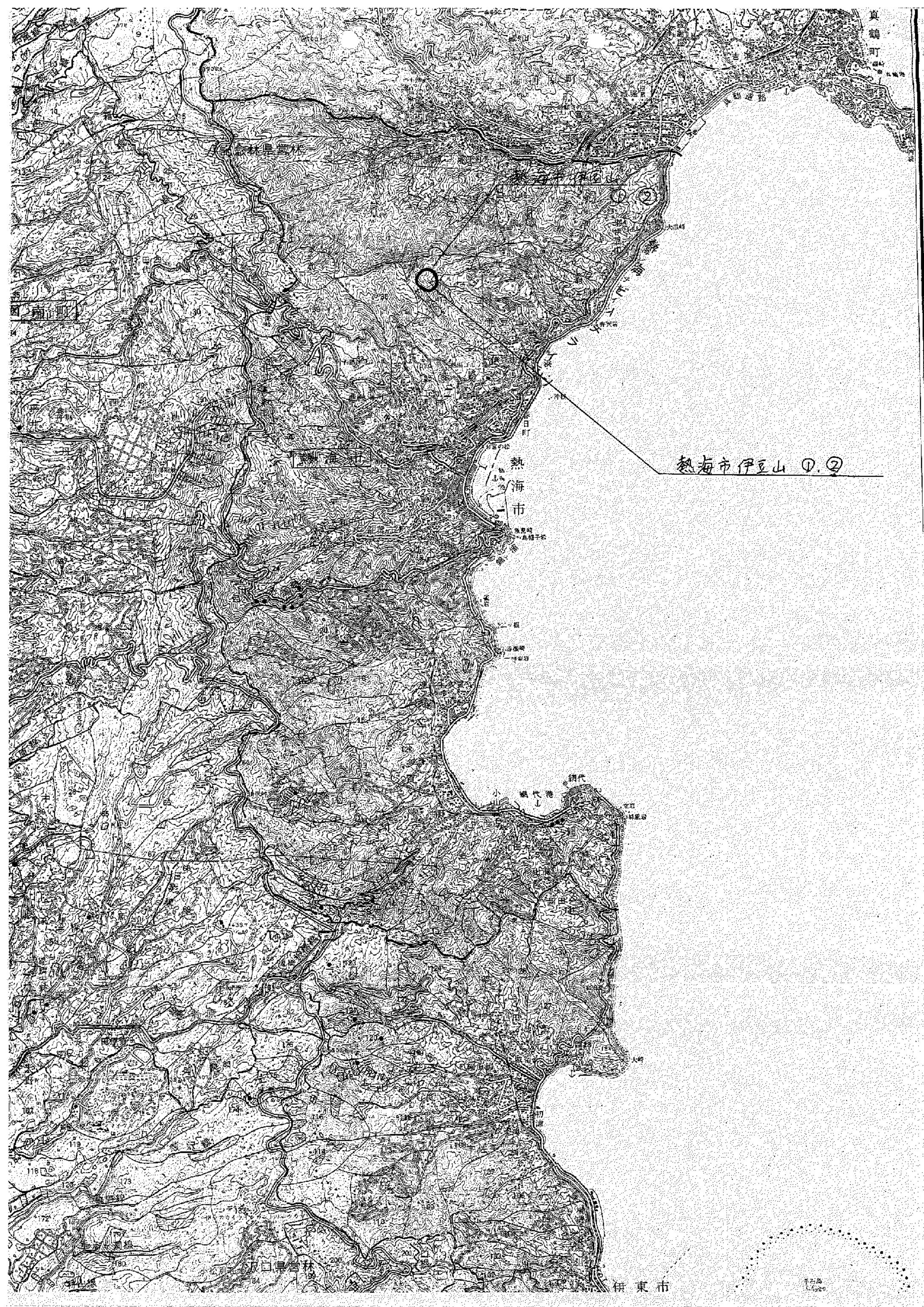
熱海市伊豆山 ①. ②

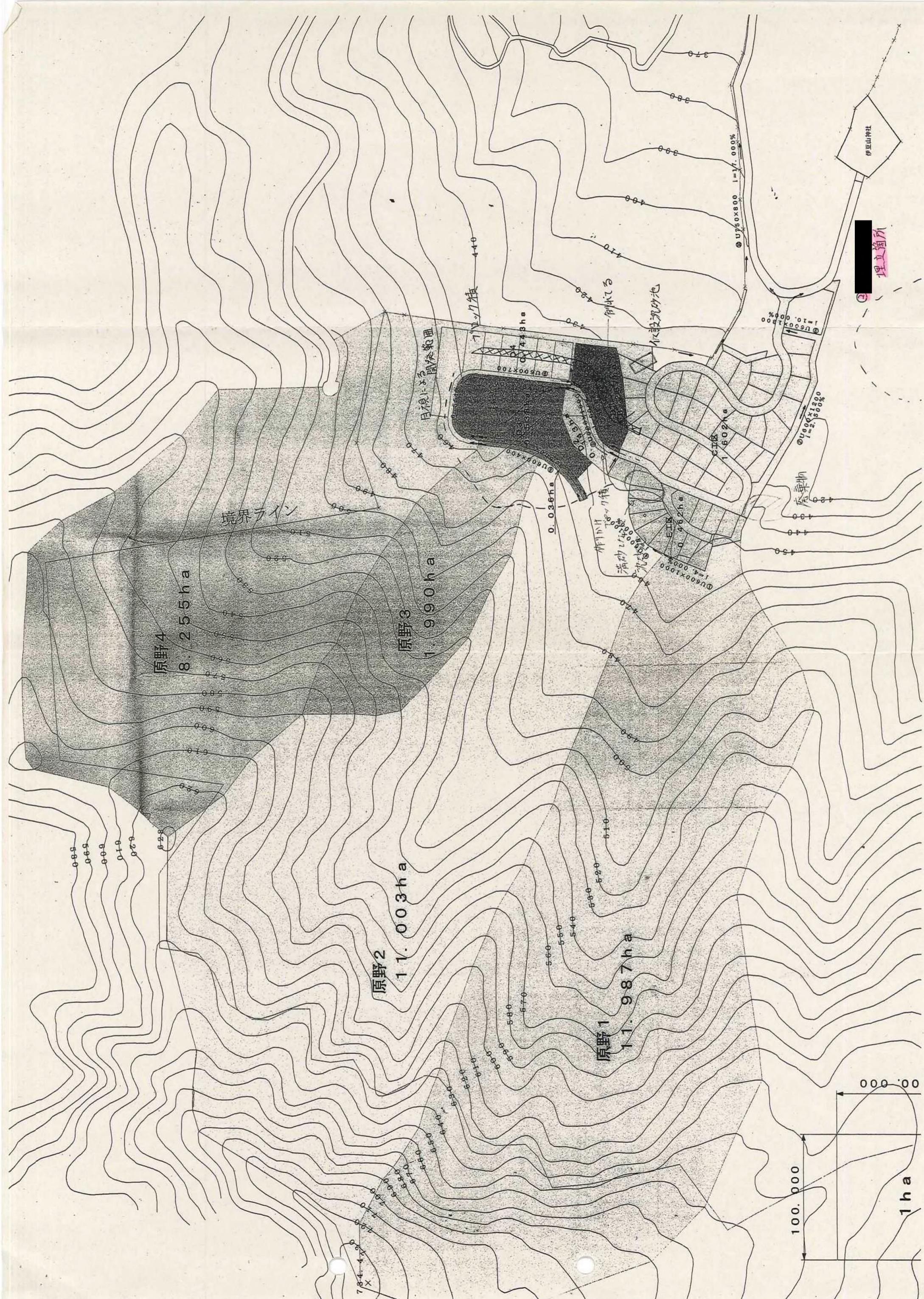
熱
海
市

鍋代
鍋代港
小山

伊東市

手石島
1320





赤井谷。
② 土砂配分(3.1:5.1)市が指導。
(伐採面提出図面との整合を確認するに當り
に着手)



①赤井谷の埋め立て状況



②赤井谷の埋め立て状況(①とは反対側より)



③谷底の埋め立て状況



④谷底の埋め立て状況
(大規模な流出は起きていない模様)